

横浜地域調達情報

令和7年3月4日公表 調達番号:横25007号

件名:トイレトペーパー等の購入【概算総価】(旭警察署)

見積書提出期限:令和7年3月13日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1「一覧表」のとおり						令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日	旭警察署 1階 会計課倉庫 (横浜市旭区本村町33-5)

特記事項

-
- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減する可能性がある。
 - 2 見積金額は1品目あたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
 - 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
 - 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは小数点第5位以下切り捨て)。
 - 5 詳細は、別紙2「仕様書」のとおり。
 - 6 この契約は令和7年度予算発効時以降、効力を生ずるものとする。

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位
1	トイレトーパー	メーカー不問	シングル130m 芯なし 無包装 古紙100% 60個入	—	20	箱
2	ゴミ袋	メーカー不問	20L 半透明 厚み0.025mm 10枚入	—	120	袋
3	ゴミ袋	メーカー不問	45L 半透明 厚み0.03mm 10枚入	—	180	袋
4	ゴミ袋	メーカー不問	90L 半透明 厚み0.05mm 10枚入	—	120	袋
5	食器洗いせっけん	ミヨシ石鹸	無添加 詰替用 350mL×24本入	否	5	箱
6	洗濯用せっけん	ミヨシ石鹸	液体 1L 詰替 12本入 そよ風	否	2	箱
7	ハンドソープ	ミヨシ石鹸	泡のハンドソープ 詰め替え用 1L	否	35	袋
8	トイレ用洗剤	大日本防虫菊	サンポール ノズル付 500mL 24本入	否	2	箱
9	トイレ用洗剤	花王	トイレマジックリン ミントの香り 消臭・洗浄スプレータイプ 本体 350mL 12本入	否	2	箱
10	トイレ用洗剤	花王	トイレマジックリン ミントの香り 消臭・洗浄スプレータイプ 詰替 24袋入 300mL	否	2	箱
11	台所用漂白剤	花王	キッチンハイター レギュラー液体 600mL 20本入	否	3	箱
12	ぞうきん	メーカー不問	200mm×300mm 綿100% 10枚入 約26g	—	15	袋

仕様書

1 件名

トイレットペーパー等の購入【概算総価】

2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

ただし、発注期間は契約締結日から令和 7 年 9 月 18 日までとする。

3 品目及び規格

別紙 1「一覧表」のとおり

4 契約方法

単価契約とする。

5 発注方法及び納入期限

発注は、おおむね月 1 回程度とし、ファクシミリで行う。発注日の翌日から起算して 12 日以内に納入すること。ただし、発注日の翌日から起算して 12 日後が「神奈川県の日を定める条例」に規定する休日に当たる場合は、その翌開庁日までとする。

6 納品場所及び納品方法

- (1) 旭警察署（横浜市旭区本村町 33－5）内 1 階会計課倉庫まで納品すること。
- (2) 納品の際には、物品とともに「納品書」（宛名（旭警察署長）、納品年月日、納品場所（旭警察署）、商号、代表者役職氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載）を提出すること。
- (3) 納入品に不適格品があったときは、直ちに代替品を再納品すること。

7 代金の支払い等

受注者は、1 ヶ月分の納品数量をとりまとめて翌月に請求するものとし、請求金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

なお、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

8 配送方法

自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2（4）に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針 2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。

9 その他

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅延日数 1 日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）第 33 条第 1 項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した額の違約金を徴する。
- (4) 県へ物品の販売をする場合、原則、契約情報として「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表する。

※（１）及び（２）に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照。